

第 1 3 6 号議案

足立区鹿浜いきいき館条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区鹿浜いきいき館条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区鹿浜いきいき館（以下「いきいき館」という。）を設置することにより、児童の健全育成及び高齢者の生きがいづくりを図るとともに、地域住民相互の交流及び学習活動を推進し、もって地域住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 いきいき館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区鹿浜いきいき館

位置 東京都足立区鹿浜二丁目 2 4 番 2 号

(事業)

第 3 条 いきいき館は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) いきいき館の利用に関する事。
- (2) 住区センターの支援に関する事。
- (3) 児童の健全育成に関する事。
- (4) 高齢者の生きがいづくりに関する事。
- (5) 地域住民の相互の交流及び学習活動に関する事。
- (6) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める事業

2 前項第 2 号に定める住区センターの支援に関する事とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住区センターに係る先駆的事業の実践に関する事。

- (2) 住区センターに係る活動支援に関すること。
 - (3) 住区センターに係る人材育成に関すること。
- 3 第1項第3号に定める児童の健全育成に関することとは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 児童の遊びの指導、健康の増進、豊かな情操のかん養その他児童の心身の健全な育成指導に関すること。
 - (2) 児童の健全育成を目的とする施設、組織等との連絡に関すること。
 - (3) 放課後における児童の健全育成に関すること。
- 4 第1項第4号に定める高齢者の生きがいつくりに関することとは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 高齢者の健康の保持及び各種レクリエーションに関すること。
 - (2) 高齢者の生きがいつくりを目的とする施設、組織等の連絡に関すること。
- 5 第1項第5号に定める地域住民の相互の交流及び学習活動に関することとは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 地域住民の教養、娯楽及び趣味を目的とした各種教室等に関すること。
 - (2) 地域住民の交流を目的とした、まつり、大会その他の行事等に関すること。
 - (3) 地域住民の自主的活動の育成及び援助に関すること。
- (施設)

第4条 いきいき館に次の施設を置く。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び第40条に規定する遊戯室、工作室、図書室その他児童の健全育成に必要な施設（以下「児童施設」という。）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項及び第20条の7に規定する高齢者集会室、娯楽室その他高齢者

の生きがいがづくりに必要な施設（以下「高齢者施設」という。）

（３） 多目的会議室

（４） その他の施設

（休館日）

第５条 いきいき館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館することができる。

（１） 日曜日及び月曜日

（２） 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日（以下「国民の祝日」という。）及び国民の祝日が月曜日に当たるときの翌日

（３） １月２日及び同月３日並びに１２月２９日から同月３１日まで

（利用時間）

第６条 児童施設の利用時間は、４月から９月までは午前１０時から午後６時まで、１０月から翌年３月までは午前１０時から午後５時までとする。

２ 高齢者施設の利用時間は、午前９時から午後５時までとする。

（利用者の範囲）

第７条 児童施設は、年齢が満１８歳に満たない児童が利用できるものとする。

２ 高齢者施設は、年齢が満６０歳以上の高齢者が利用できるものとする。ただし、区長が高齢者の利用を妨げない範囲で認めるとき及び高齢者施設で実施する事業については、この限りでない。

（団体使用）

第８条 地域の団体（原則として区内に在住し、又は在勤する者で構成する団体で、区長が別に定めるものをいう。）は、多目的会議室並びに児童施設及び高齢者施設を使用することができる。

2 前項に定める使用は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、児童施設及び高齢者施設については、第6条に定める利用時間を除くものとする。

(使用の承認等)

第9条 前条の規定により施設を使用しようとするものは、規則の定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認をしないものとする。

(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設の管理上支障があるとき。

(3) 営利を目的とするとき。

(4) いきいき館の設置目的に反する使用をするとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

(使用料等)

第10条 いきいき館の利用は、無料とする。

2 前条第1項の規定により、施設の使用の承認を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用の承認を受けたものは、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により承認を受けた使用の目的以外の目的に施設を使用し、又は使用しようとするとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第9条第1項の承認を受けたとき。
 - (3) いきいき館の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) この条例及び規則に違反したとき。
 - (5) 第9条第2項第1号及び第2号に該当するとき。
 - (6) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。
- (損害賠償の義務)

第14条 利用者は、利用に際し、いきいき館の施設等をき損又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第9条第1項の規定により使用の承認を受けたものについても、前項と同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第10条関係）

施設名	区分	1時間ごとの 使用料	1日10時間を 超える場合の使 用料
児童施設	こどもひろば	1,000円	10,000円
	音楽ひろば	500円	5,000円

高齢者施設	憩いの間	700円	7,000円
多目的会議室	第1会議室	700円	7,000円
	第2会議室	700円	7,000円
	第3会議室	700円	7,000円
	第2会議室及び第3会議室	1,000円	10,000円
	第1会議室、第2会議室及び第3会議室	1,500円	15,000円

備考 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(提案理由)

足立区鹿浜いきいき館を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。